

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第18号

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給等に関する規則（昭和50年岩手県規則第70号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(一般の退職手当等の請求手続)</p> <p>第2条 退職者又はその遺族が退職手当（条例第10条の規定による退職手当を除く。次条において同じ。）の支給を受けようとするときは、<u>次の各号に掲げる書類を、当該退職者の退職当時の所属長（以下「所属長」という。）を經由して退職当時の任命権者（以下「任命権者」という。）に提出しなければならない。</u>この場合において、傷病によりその職に堪えず退職した者にあつては任命権者が指定する医師の診断書を、遺族にあつては戸籍謄本その他の遺族であることを証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(一般の退職手当等の額の決定)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 任命権者は、退職手当の額を決定したときは、<u>所属長を經由して退職者又はその遺族に退職手当決定通知書（様式第4号）を交付しなければならない。</u></p> <p>(受給期間延長の申出)</p> <p>第10条 条例第10条第1項の規定による申出は、受給期間延長申請書（様式第8号）に受給資格者証を添えて、<u>所属長を經由して知事に提出することによって行うものとする。</u>ただし、受給資格者証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を<u>所属長を經由して知事に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。</u>この場合において、知事は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>6 [略]</p>	<p>(一般の退職手当等の請求手続)</p> <p>第2条 退職者又はその遺族が退職手当（条例第10条の規定による退職手当を除く。次条において同じ。）の支給を受けようとするときは、<u>次に掲げる書類を、当該退職者の退職当時の任命権者（以下「任命権者」という。）に提出しなければならない。</u>この場合において、傷病によりその職に堪えず退職した者にあつては任命権者が指定する医師の診断書を、遺族にあつては戸籍謄本その他の遺族であることを証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(一般の退職手当等の額の決定)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 任命権者は、退職手当の額を決定したときは、退職者又はその遺族に退職手当決定通知書（様式第4号）を交付しなければならない。</p> <p>(受給期間延長の申出)</p> <p>第10条 条例第10条第1項の規定による申出は、受給期間延長申請書（様式第8号）に受給資格者証を添えて、知事に提出することによって行うものとする。ただし、受給資格者証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を知事に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、知事は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>6 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。